

・東京都告示第八百八十七号  
（昭和二十五年）  
東京都建築安全条例第八十九号  
第三條の二及び第七條第二号の規定に基づき、壁、柱、  
床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備につき、  
が定める構造方法には、令和元年国土交通省告示第九十四  
号第四第一号イに定めるところによるものとす。  
令和元年十二月二十五日  
東京都知事  
小池百合子